

【小型移動式クレーン運転技能講習】（トラック積載型クレーン）開催のご案内

〔 福島労働局長登録教習機関 登録番号第 109 号 〕

一般社団法人 喜多方労働基準協会

労働安全衛生法第61条、同施行令第20条7号、クレーン則第68条により、事業者は小型移動式クレーン（つり上げ荷重1t以上5t未満）の運転業務には、「小型移動式クレーン運転技能講習」の修了者でなければ従事させることはできないことになっております。つきましては標題の講習会を下記要項により開催致しますので、有資格者確保のため受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時及び時間割 (受付 8:40～)

月日		科目	時間	20時間コース	17時間コース	16時間コース
4月11日 (木)	学 科	小型移動式クレーンに関する知識	9:00～16:10	○	○	○
		関係法令	16:10～17:10	○	○	○
4月12日 (金)	学 科	小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	9:00～12:10	○	○	免除(2日目午前)
		原動機及び電気に関する知識	13:00～16:10	○	免除(2日目午後)	○
		修了試験	16:10～17:10	○	○	○
4月13日 (土) (14日予備日)	実 技	小型移動式クレーンの運転のための合図	8:00～9:00	○	○	免除(※2)
		小型移動式クレーンの運転	9:00～16:45	○	○	○
		修了試験	16:45～17:45	○	○	○

※1 免除科目の有無により申込時にコースが決まります。 ※2 16時間コースでも実技の合図は受講となります。

2. 会 場 (学科) 喜多方プラザ文化センター 2階 第3会議室 (住所: 喜多方市字押切二丁目1番地)
(実技) 檜内建設工業㈱ 敷地内特設会場

3. 受講料等
20時間コース (免除なし) 34,705円 (受講料 33,000円 テキスト代 1,705円) 消費税込
17時間コース (原動機免除) 32,505円 (受講料 30,800円 テキスト代 1,705円) 消費税込
16時間コース (力学免除) 32,505円 (受講料 30,800円 テキスト代 1,705円) 消費税込

4. 修了証 所定の時間受講し、かつ修了試験(学科・実技共)に合格した方に交付します。

5. 申込締切 3月29日(金)

6. 定 員 20名 ※ 定員に達すれば期日前でも締切ります。電話等でのご予約をお願いします。

7. 申込方法 上記申込締切日までに「申込書」「受講料」を当協会へ下記①～③のいずれかの方法でお手続きをお願いします。
① 当協会へ持参 ② 現金書留にて郵送(申込書同封) ③ 口座振込(申込書郵送)

8. 申込先等 (申込先) 一般社団法人 喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市字諏訪88-2
TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143
(振込先) 東邦銀行 喜多方支店 普通預金 1350484
口座名義: 一般社団法人 喜多方労働基準協会 (振込手数料はご負担願います)

9. その他
・講習科目一部免除者…(申込時) 該当の免許証の写し(両面コピー)を申込書に添付してください。
(当日) 初日 受付の際に 該当免許証の原本を提示してください。
(対象者: クレーン運転士等免許取得者、床上操作式クレーン・玉掛け技能講習等修了者等、詳しくは裏面参照)。
・遅刻・早退・途中退席は法定講習時間不足のため不合格となりますのでご注意ください。
・キャンセルについて… 4月4日(木)までのご連絡の場合、受講料は返金いたします。
・受講初日受付の際、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いします。
・受講初日受付後、修了証用の写真撮影をします。余裕をもってお越しください。
・実技講習は、ヘルメット、安全靴、作業服(長袖)、軍手を着用してください。(雨天の場合雨具も持参)
※ 助成金について… 建設業の方へ: この講習は「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」が利用できます。
〔 建設業の中小事業主への受講料と賃金の助成 〕 詳しくはハローワークにお問い合わせください。

講習科目の一部免除対象者（小型移動式クレーン運転）

受講の免除を受けることのできる者	免 除 科 目	添 付 書 類
<p>① クレーン運転士免許を受けた者</p> <p>② 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>③ デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p> <p>④ 玉掛技能講習を修了した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 ・小型移動式クレーンの運転のための合図 	<p>該当免許又は修了証の写し (原本との照合が必要)</p>
<p>① 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者</p> <p>② 車両系建設機械（基礎工専用）運転技能講習を修了した者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原動機及び電気に関する知識 	<p>該当検定合格書又は修了証の写し (原本との照合が必要)</p>
<p>① 令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則第36条第6号、第15号から第17号まで若しくは第19号の業務に、6月以上従事した経験を有するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーンの運転のための合図 	<p>事業者の職歴証明</p>
<p>① 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山において移動式クレーンのうち、つり上げ荷重5トン以上のものの運転の業務に1月以上従事した経験を有するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型移動式クレーンの運転 ・小型移動式クレーンの運転のための合図 	<p>事業者の職歴証明</p>

小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

(20時間コース・17時間コース・16時間コース)

のりづけ
写真
2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※
氏名		男・女	修了証番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	交付年月日	※ 令和 年 月 日	
現住所	〒			
勤務先事業場	所在地	〒		
	名称	(電話 FAX)		
上記講習会を受講したく、受講料 (A : 33,000円 B : 30,800円) 及びテキスト代 1,705円 合計 (A : 34,705円 B : 32,505円) を添えて申し込みます。 令和 年 月 日 受講者氏名 ⑧ (電話 - -) 一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿				

科目の一部免除

免除の有無	有 ・ 無
免除科目 該当科目を○で囲んで ください(裏面参照)	1. 原動機及び電気に関する知識 2. 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 (現在、事業者の職歴証明による免除のコースは行っておりません。) (16時間コースでも合図は受講していただくようになります。)
添付書類	イ. クレーン運転士免許証 写 ロ. 技能講習修了証 写 ハ. その他 (修了証等は受講当日照合のため必ず原本を持参してください)

◎ ※印の欄は記入しないでください。

◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、かい書で正確に記入してください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。

本人確認	※
------	---